

令和8年度事業計画

人口減少・少子高齢化が急激に進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは、高齢者が就業を通じて地域社会に積極的に貢献するために高齢者の生きがいや居場所づくりとしての重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえた取り組みを積極的に強化していく必要があります。

佐渡シルバー人材センターでは、第2次中期計画基本目標の「会員の拡大」・「就業機会の確保と拡大」・「安全対策・適正就業の推進」・「運営体制の充実と強化」を課題として掲げ、適正で効果的な事業運営を推進していきます。

特に「会員の拡大」については重要課題と位置づけ、新規正会員の初年度会費免除制度の周知、就業環境の整備や就業機会の確保と拡大を図り、全国シルバー人材センター事業協会が掲げる「新たな仲間づくり計画」を指針として会員数の持続的な拡大に向けた取り組みを推進するとともに、未就業者に対する就業マッチングや80歳を超えても活躍できる就業環境の創出に努めるなど、会員の居場所としてのセンター機能を果たすことにより退会者の抑制を図ります。

次に、事業運営については、公共、民間企業及び一般家庭の受注開拓を進めて、就業機会の確保と拡大を図るとともに、シルバー派遣事業についても雇用の継続と新規開拓に取り組み、事業の安定化と経営基盤の強化を進めていきます。

さらに、「発注者から喜ばれる仕事の提供」をスローガンに掲げてセンターが一丸となり、リピーターの確保に向けて取り組んでいきます。

また、「フリーランス新法」の趣旨を踏まえた対応としてシルバー事業における新たな契約方法への移行については、会員・発注者への説明、契約関係書類、業務処理方法の整備等を円滑に進めて、今年度中に完了します。

そして今、地域の多様な就業ニーズに応え、高齢者の地域社会への参加と生きがいのある生活を実現することがシルバー人材センターに求められています。

当センターは、地域社会からの期待に応え健全で安定した成長を遂げるために、関係機関等と連携を図りながら「自主・自立、共働・共助」のシルバー理念のもと次の7項目を基本方針とする実施計画に基づいた事業に取り組みます。

I 基本方針

- 1 会員の拡大
- 2 就業機会の確保と拡大
- 3 安全で適正な就業の推進
- 4 普及啓発活動の推進
- 5 資質向上と能力開発
- 6 健全な財政運営の確保
- 7 組織体制の充実と運営の効率化

II 事業実施計画

1 会員の持続的な拡大

- (1) ハローワークや関係諸機関との連携を図り、就業意欲のある高齢者の入会促進にするとともに、会員登録説明会等を随時開催することに努める。
- (2) シルバー事業の理念や新規正会員の初年度会費免除制度等をチラシや情報発信媒体で市民に周知するとともに、会員による一人一入会の声かけ運動を展開して、会員の拡大と組織の活性化を図る。
- (3) 未就業者に対する就業マッチングや80歳を超えても活躍できる就業環境の整備に取り組み、退会者の抑制に努める。
- (4) 女性会員の拡大を促進するため、女性にアピールする就業機会の開拓や情報発信の工夫に取り組む。

2 就業機会の確保と拡大

- (1) 公共、民間企業及び一般家庭の受注開拓を進めて、就業機会の確保と拡大を図るとともに、シルバー派遣事業についても雇用の継続と派遣先の新規開拓に積極的に取り組む。
- (2) 「発注者から喜ばれる仕事の提供」をスローガンに掲げ、センターが一丸となって取り組み、リピーターの確保に努める。
- (3) 欠員や人手不足が生じている受注については、センターホームページで就業情報等を公開して就業者を募集し、就業機会の公平化と退会の抑制を図るとともに、新規会員の確保にも繋げる。

- (4) 会員の適性に配慮した配置換えや職種替えを行い、就業機会の確保と就業意欲の喚起につなげるとともに、ワークシェアリングの考え方を基本として会員相互で就業を分かち合うことに取り組む。

3 安全で適正な就業の推進

- (1) 安全対策については組織を挙げてより一層推進し、傷害事故の撲滅と健康の確保を図る。また、受注に際しては、作業別安全就業基準に沿っているかを精査し、危険・有害な作業がある場合は受注しないこととする。
- (2) 慣れや慢心による安全対策の形骸化を避けるために、就業前の安全点検やミーティングを実施して安全就業基準の遵守を徹底する。
- (3) 役職員による就業場所の安全パトロールや現場の状況確認を実施し、安全就業への指導を強化する。
- (4) 発生した事故の徹底した分析と問題点を検証し、会員との情報共有を図ることにより事故の再発防止に取り組む。
- (5) 熱中症警戒情報の発令時や感染症の流行期には、就業する会員に注意喚起を行い、状況に応じて就業制限や就業内容の変更等を検討する。
- (6) 「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿った業務運営を推進し、点検、改善等を実施して適正な就業に向けて取り組む。

4 普及啓発活動の推進

- (1) 会員及び発注者にシルバー事業の基本理念の周知に努める。
- (2) センターホームページやチラシ、ケーブルテレビや関係諸機関の情報発信媒体などを活用して、シルバー事業の情報発信を行う。
- (3) センターとして会員に地域活動や各種ボランティア活動への参加を促し、地域の見守り団体として活動することで地域社会へ貢献する。

5 資質向上と能力開発

- (1) 発注者の満足度向上に向け、接遇の向上や丁寧な仕事の提供に努める。
- (2) 発注者からのニーズに応え、会員の技能・技術力向上とサービスの均一化を図るため各種講習会を開催し、後継者不足の解消にも繋げる。
- (3) 市民も参加できる講習会や研修会を計画し、新規会員の確保に繋げる。

6 健全な財政運営の確保

- (1) 国及び市の施策に対応した事業に積極的に取り組み、補助金の確保と適正な執行に努める。
- (2) 業務内容の点検と整理を行い、費用対効果を検証して経費の抑制と事務の効率化によるコスト削減に取り組む。
- (3) 第2次中期計画の目標の達成に向けての取組みを展開し、実績及び検証に基づき理事会において不断の見直しを行う。
- (4) 「フリーランス新法」の趣旨を踏まえたシルバー事業における新たな契約方法への移行については、会員・発注者への説明、契約関係書類、業務処理方法の整備等を進めて、今年度中に完了する。

7 組織体制の充実と運営の効率化

(1) 理事会・委員会等の運営

- ① 理事会や委員会等を定期的で開催し、事務局との情報や課題を共有して会員の意見が反映されるような運営に努める。
- ② 「公益法人制度改革」に適切に対応するために外部理事、監事を導入し、次期改選期（令和8年6月定時総会時）にその選任を行う。

(2) 事務局体制の充実と効率化

- ① デジタル化を推進して、本所と各支所事務所との事務の効率化と情報の共有化を図り、会員とのマッチング、スムーズな就業機会の提供が行える体制を築く。
- ② 各事務所の業務内容、事業量等を十分に精査し、地域性も考慮した上で会員や顧客に寄り添った事務局体制の再編を目指す。

※ 事業運営諸会議

- 令和8年度定時総会（6月）
- 理事会（年4～5回）
- 監事会（4月・10月）
- 全国シルバー人材センター事業協会、新潟県シルバー人材センター連合会及び関係機関が開催する会議、連絡会及び研修会